

○松本広域連合ホームページ広告取扱要綱

令和7年3月28日

訓令第2号

(目的)

第1条 この要綱は、松本広域連合（以下「広域連合」という。）の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、広域連合が管理するホームページを活用し、民間企業等の広告を掲載することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告掲載 次号に規定する広域連合ホームページに民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。
- (2) 広域連合ホームページ 広域連合が管理する松本広域連合ホームページ及び松本広域消防局ホームページをいう。
- (3) 広告主 広告掲載の決定を受けたものをいう。

(広告の内容)

第3条 広告の内容は、地域経済の健全な発展及び公共の福祉の向上に寄与するものとし、広域連合ホームページの公共性及び品位を損なうおそれがないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 広告の内容が虚偽誇大なもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 社会問題について主義主張のあるもの
- (5) 売名的行為に類するもの
- (6) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (7) 宗教性のあるもの
- (8) 青少年の健全育成に反するもの
- (9) 人事募集、求資金等でその内容の明らかでないもの
- (10) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもの
- (12) 規制行政（消防法（昭和23年法律第186号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号））に係るもの
- (13) 広域連合の行為とまぎらわしい表現をしたもの

(14) その他、広報等として適当でないと広域連合長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告の内容に関する基準は、広域連合長が別に定める。

(広告主の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、広告主となることができない。

(1) 市区町村税に滞納のある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、広告掲載位置、広告料の額等は、広域連合長が別に定める。

(広告掲載申込み及び決定)

第6条 広域連合ホームページに広告を掲載しようとする者は、松本広域連合ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に、市区町村税の滞納がないことの証明書及び広告内容の分かるものを添えて、広域連合長に申し込むものとする。

2 広域連合長は、前項の申込書を受理したときは、広告の内容等について審査の上、掲載の可否を決定し、その結果を松本広域連合ホームページ広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告料の納付)

第7条 広告主は、広域連合長が指定する期日までに広告料の全額を納付しなければならない。

(広告主の責任)

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広域連合ホームページへの広告の掲載により、第三者に損害が生じた場合は、広告主がその賠償の責を負うものとする。

(広告の掲載取下げ)

第9条 広告主は、自己の都合により、掲載予定の広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広域連合長が指定する期日までに書面により広域連合長へ申し出なければならない。

(掲載の取消し)

第10条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに広告掲載を取りやめることができる。この場合において、広告掲載に関し広告主に生じた損害については、広域連合長はその責を負わない。

(1) 災害その他のやむを得ない事由により、広告掲載ができなくなったとき。

- (2) 広告主がこの要綱の規定に違反し、又は偽りその他不正な手段により広告掲載の決定を受けたとき。
- (3) 広域連合長が指定する期日までに広告料が納付されないとき。
- (4) 広域連合長が指定する期日までに広告の原稿が提出されないとき。
- (5) その他広告掲載に支障があると広域連合長が認めるとき。

(広告料の還付)

第11条 既に納付された広告料は、還付しないものとする。ただし、前条第1号及び広域連合の責めに帰すべき事由により広告掲載ができなかった場合は、この限りでない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

松本広域連合ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

（宛先）松本広域連合長

（申込者）〒

住所又は所在地

名称

代表者

電話番号

担当者氏名

広域連合ホームページへの広告掲載を下記のとおり申込みます。

記

1 掲載を希望するホームページ

(1) 松本広域連合ホームページ

(2) 松本広域消防局ホームページ

2 広告の内容

3 掲載希望期間

4 添付書類等

(1) 市区町村税の滞納がないことの証明書（直近3か月以内のもの）

(2) 広告原稿案

(3) 会社案内パンフレット等

様式第2号（第6条関係）

松本広域連合ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書

松広事総指令第 号
年 月 日

様

松本広域連合長

年 月 日付けで申込みがありました広域連合ホームページへの
の広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 広告の掲載可否
可 ・ 不可

2 広告を掲載するホームページ
(1) 松本広域連合ホームページ
(2) 松本広域消防局ホームページ

3 広告の内容

4 掲載期間

5 広告料

円

6 広告データの提出期限
月 日 ()